

# 育児休業手当金

1	趣旨	1
2	支給要件	1
3	支給期間・支給額	1
4	請求手続き	2
5	育児休業手当金算出方法	2

# 育児休業手当金

## 1 趣 旨

育児休業の承認を受けて学校を休むときに、子が1歳（その時点で保育所に入れないう等、特別の事情に該当するときは最長1歳6か月）に達するまでの育児休業期間中の援助及び育児休業が終わった後の職場復帰を円滑に進めるため、育児休業手当金が支給される。

## 2 支給要件

育児休業手当金は、育児休業の承認を受けて勤務に服さなかったときに、子が1歳（その時点で保育所に入れないう等、特別の事情に該当するときは最長1歳6か月）に達する日まで支給される。（週休土曜日や日曜日は除かれるが、これらの日と重ならない祝祭日は支給される。）

（特別の事情に該当するとき）

- (1) 育児休業に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 常態として育児休業に係る子の養育を行っている配偶者であつて、当該子が1歳に達する日後の期間について、常態として子の養育を行う予定であつたものが次のいずれかに該当した場合
  - ア 死亡したとき
  - イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業に係る子を養育することが困難な状態になったとき
  - ウ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなったとき
  - エ 6週間（多胎妊娠にあつては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき

## 3 支給期間・支給額

支給額は、勤務しなかった期間1日につき給料日額の5割に相当する金額に1.25（特別職の職員等については1）を乗じて得た額。

なお、1日あたりの給付上限相当額は、雇用保険法に定める額に相当する額に30を乗じて得た額の5割に相当する額を22で除して得た額（平成19年10月から平成20年7月までは9,640円）となり、次のとおり分けて支給される。

- (1) 子が1歳（その時点で保育所に入れないう等、特別の事情に該当するときは最長1歳6か月）に

達するまでの育児休業期間中勤務しなかった期間に対する支給額

→1日につき給料日額の3割に相当する額に1.25（特別職の職員等については1）を乗じて得た額。ただし、給付上限相当額に該当する場合はその額に3/5を乗じて得た額。

なお、給料が支給されているときは、その額に1.25を乗じて得た額を控除した額となる。

(2) 育児休業終了（子が1歳に達した日等）後引き続き6か月以上組合員であるときの支給額

→勤務しなかった期間1日につき給料日額の5割に相当する金額に1.25（特別職の職員等については1）を乗じて得た額から育児休業期間中に受けた育児休業手当金の額を引いた額。ただし、給付上限相当額に該当する場合はその額に3/5を乗じて得た額を引いた額。

※いずれも平成22年3月31日までに取得したものに限る。

#### 4 請求手続き

(1) 育児休業手当金請求書・・・育児休業承認時に一括請求

※育児休業期間が変更になる場合は、速やかに育児休業手当金変更請求書を提出

(2) 育児休業手当金請求書（基準年齢到達又は復帰後支給分）・・・育児休業終了、又は子が1歳に達する日から6月経過後

#### 5 育児休業手当金算出方法

給料日額＝給料月額（教職調整額及び給料の調整額を含む。）÷22日・・・①

（10円未満の端数四捨五入）

育児休業手当金として支給される日額

給料日額×50/100×1.25＝②（復帰後支給分を含む）

②の金額が給付上限相当額を

超える場合	:	給付上限相当額×3/5	} ③
超えない場合	:	①×30/100×1.25	

（円未満の端数切り捨て）

各月の育児休業手当金額＝③×該当月の休業日数

(注) 休業日数は、月のうち勤務を要しない日（土曜日・日曜日）を除いた日である。

育児休業手当金（基準年齢到達又は復帰後支給分）

{ (①×50/100×1.25) - (①×30/100×1.25) } ×休業日数

(例) ○○小学校 教諭（2-49）

育児休業期間 H19.11.17～H22.3.31（H19.9.21出産）の場合

給料日額：286,208円÷22日＝13,009円→13,010円

給付日額：13,010円×50/100×1.25=8,131円

(給付上限相当額9,640円を超えない。)

11月の育児休業手当金額= $\frac{(13,010円 \times 30 / 100 \times 1.25)}{\text{円未満の端数切り捨て}} \times 10日$

=48,780円

同様に 12月=102,438円(21日)

H20年1月=112,194円(23日)

2月=102,438円(21日)

3月=102,438円(21日)

4月=107,316円(22日)

5月=107,316円(22日)

6月=102,438円(21日)

7月=112,194円(23日)

8月=102,438円(21日)

9月=73,170円(15日) 20日まで

10月=0円

11月=0円

H19年12月期末勤勉手当=591,644円

向こう1年間の収入=1,664,804円

よってこの場合、この時点(育児休業開始時)では、給与上の扶養親族とならない。

※扶養親族にならない場合には、子が満1歳時及び育児休業延長開始時点において再計算(再々計算)し、扶養認定(給与上)の可否を確認する。

○満1歳時における収入見込額の計算(前述の例)

H20年9月=0円 21日から

10月=0円

11月=0円

12月=0円

H21年1月=0円

2月=0円

3月=0円

4月=0円

5月=0円

6月=0円

7月=0円

8月=0円

9月=0円 20日まで

基準年齢到達支給分={ $(13,010 \times 50 / 100 \times 1.25) - (13,010 \times 30 / 100 \times 1.25)$ } × 220日

=715,660円

向こう1年間の収入=715,660円

よってこの場合、この時点(子が満1歳時)から、給与上の扶養親族とすることができる。